

法改正後の第1条

(この法律の目的)

第1条 この法律は、**障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利の擁護を図りつつ**、その医療及び保護を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

※ 令和4年の法改正により、精神保健福祉法（正式名称は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の法目的として、**精神障害者の権利擁護を図ることが明確化**された。（令和5年4月1日施行）

医療保護入院の期間の法定化と更新の手続き（法第33条）

- 医療保護入院の入院期間は、医療保護入院から6ヶ月を経過するまでは3ヶ月以内とし、6ヶ月を経過した後は6ヶ月以内とする。
- 入院期間については、以下の要件を満たす場合は、入院の期間を更新できる。
 - ・ 指定医診察の結果、医療保護入院が必要であって、任意入院が行われる状態にないと判定されること
 - ・ 退院支援委員会において対象患者の退院措置について審議されること
 - ・ 家族等に必要な事項を通知した上で、家族等の同意があること（家族等がない場合は、市町村長による同意）市
- ※ 家族等と定期的に連絡が取れている場合など一定の要件を満たした場合には、「みなし同意」を行うことも可能。
- 入院期間を更新した場合は、更新届を都道府県等に提出（医療保護入院の定期病状報告は廃止）県

家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合の取扱い

市

- 入院時又は入院期間の更新における家族等の同意について、家族等の全員が同意・不同意の意思表示を行わない場合（家族等がその旨を明示していることが必要）についても、市町村長同意の依頼をすることができる（法第33条第2項）。

入院者訪問支援事業（法第35条の2）

県

- 都道府県及び指定都市は、市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員による支援を行う事業を実施できる。
- 都道府県及び指定都市が、訪問支援員を選任、研修等を実施。

地域生活への移行を促進するための措置

- 措置入院者についても、退院後生活環境相談員を選任することを義務化（法第29条の6）
- 地域援助事業者（※）の紹介（現行努力義務）を義務化するとともに、措置入院者にも適用（法第29条の7（法第33条の4で準用する場合を含む））

※ 医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が地域生活に移行できるよう、特定相談支援事業等の事業者や、事業の利用に向けた相談援助を行う者（共同生活援助、訪問介護事業者等）。市町村は、精神障害者や医療機関から紹介の問い合わせがあれば、必要に応じて調整等を行うこと。

市

措置入院時の入院必要性に係る審査（法第38条の3）

- 措置入院時にも精神医療審査会において入院必要性に係る審査が必要。

県

精神科病院における虐待防止措置の義務化

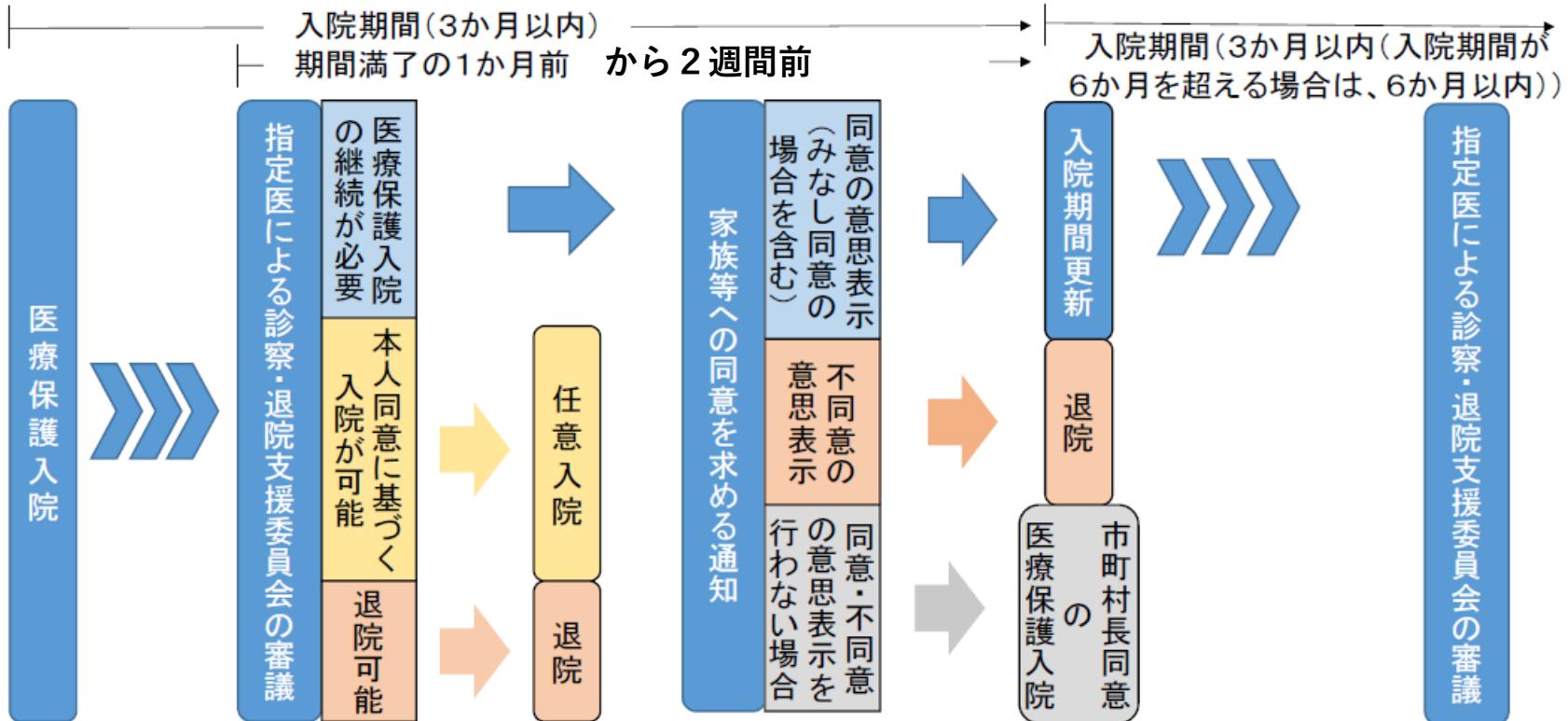
- 病院の管理者は、虐待防止のための研修や普及啓発、相談体制の整備等を行う必要があり、指定医はそれに協力しなければならない（法第40条の2）。

虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化

県

- 病院内で業務従事者による障害者虐待を発見した場合は、都道府県等に通報しなければならない（法第40条の3第1項）。
- 都道府県知事等は通報等に際し、病院の管理者に対して報告や診療録等の提出を命じ、立入検査を行い、改善計画の提出や必要な措置を探ることを命ずることができる（法第40条の5、第40条の6）。
- 都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況等について公表する（法第40条の7）。

医療保護入院期間及び更新の手続きの流れについて①



<例1> 初回更新で市長同意を依頼する場合

入院日 4月7日

入院届における入院期間 4月7日～7月7日
(更新手続き 6月7日から手続き可能)

6月8日 精神保健指定医の診察

6月10日 退院支援委員会開催

6月20日 市長同意依頼

→更新後の入院期間 7月8日～10月7日（3か月）

→更新届の提出期限 7月8日～7月17日（10日）

※例のため、提出期限について曜日は考慮しておりません。

医療保護入院期間及び更新の手続きの流れについて③

<例2> 初回更新で家族等に同意をとる場合

入院日 5月29日

入院届における入院期間 5月29日～8月29日

(更新手続き 7月29日から手続き可能)

7月30日 退院支援委員会開催

7月31日 精神保健指定医の診察

8月2日 同意者に通知（様式12-2 医療保護入院の入院期間の更新に関する通知）

8月10日 同意者から同意を得る

→更新後の入院期間 8月30日～11月29日（3か月）

→更新届の提出期限 8月30日～9月8日（10日）

※例のため、提出期限について曜日は考慮しておりません。

医療保護入院期間及び更新の手続きの流れについて④

＜例3＞ 2回目の更新で入院期間を6ヶ月とする場合

更新届における入院期間 11月30日～翌年2月28日 (閏年の場合は2月29日)

(更新手続き 1月28日から手続き可能)

1月30日 精神保健指定医の診察・退院支援委員会開催

2月7日 同意者に様式12-1で通知

2月22日 みなし同意成立

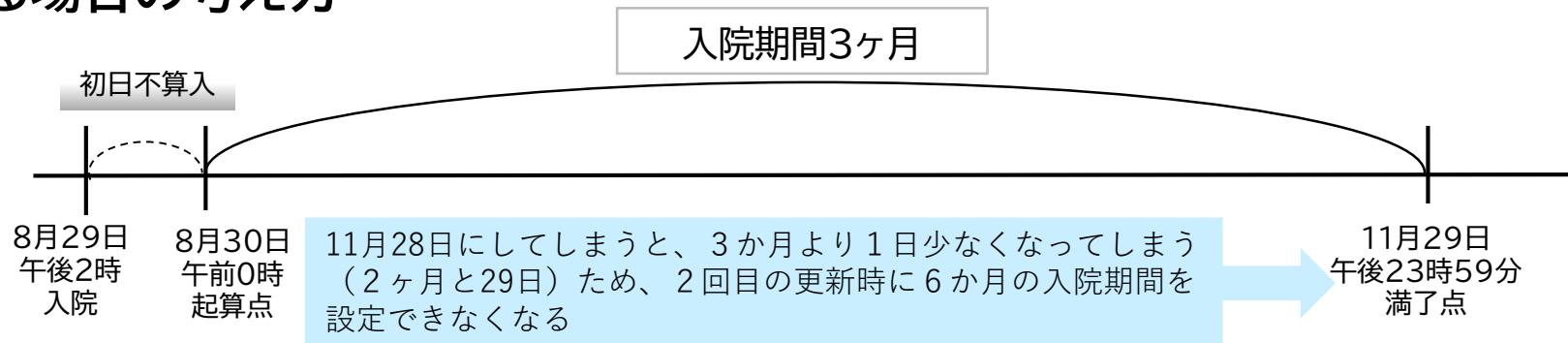
→更新後の入院期間 3月1日～8月31日 (6ヶ月)

→更新届の提出期限 3月1日～3月10日 (10日)

※例のため、提出期限について曜日は考慮しておりません。

医療保護入院時は初日不算入です。

8月29日 午後2時に医療保護入院となつた方が、入院期間3ヶ月を設定する場合の考え方



<根拠>

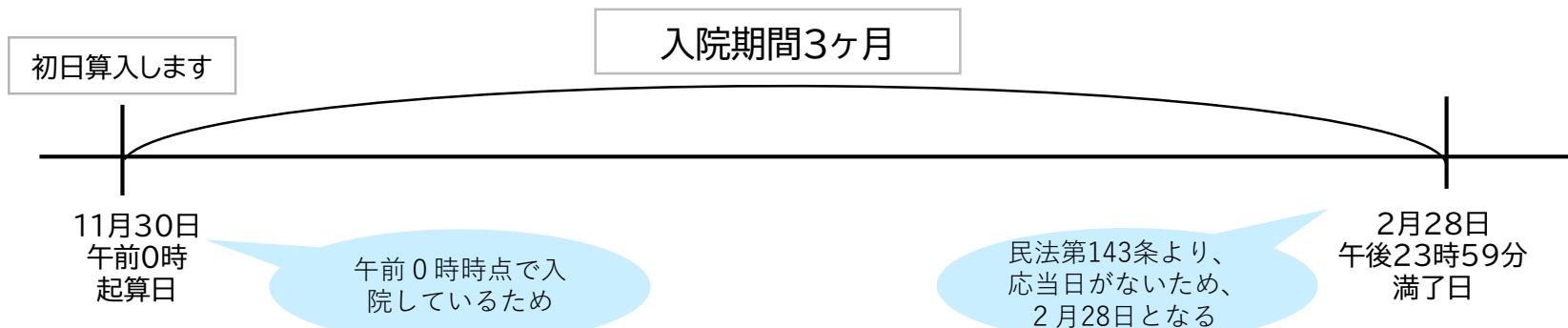
- 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。(民法第140条)
- 前条の場合には、期間は、その末日の終了をもって満了する。(民法第141条)

入院期間の考え方のポイント②

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

更新時は初日を算入します。

11月30日に医療保護入院が更新となつた方が、入院期間3ヶ月を設定する場合の考え方



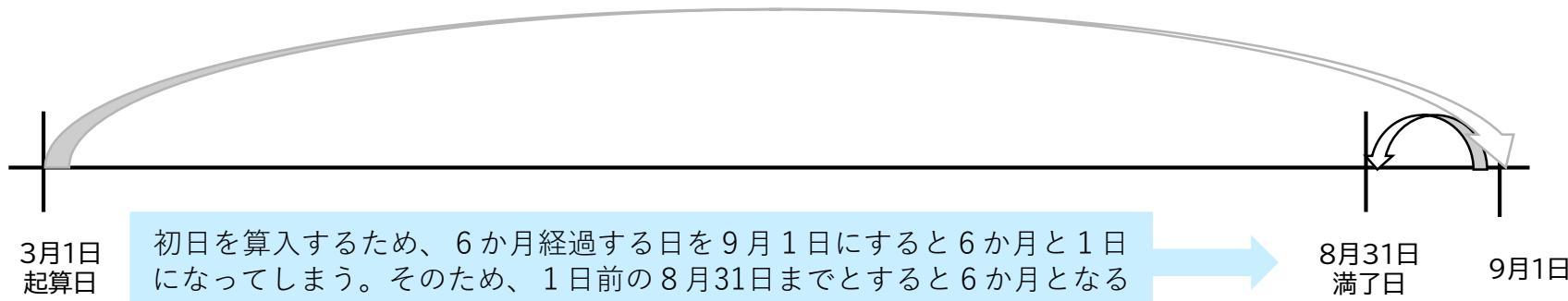
＜根拠＞

○日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。(民法第140条)

○週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。(民法第143条)

更新時は初日を算入します。

＜例2＞令和7年2月28日に医療保護入院期間の満了日を迎える方が更新時、入院期間を6か月とする場合の考え方



＜根拠＞

○日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。（民法第140条）

○週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。（民法第143条）

- ・医療保護入院時は初日を算入しないため、起算日が入院日翌日からになります。（民法第140条）
- ・更新の場合、午前0時時点に入院しているため、起算日は更新日初日になります。（民法第140条但し書き）
- ・起算日が〇月30日、31日で、期間の最後の月が2月末日（28or29日）の場合など、最後の月において起算日に応答する日がない時は、その月の末日を満了日とします。（民法第143条）
- ・更新時は初日を算入するため、満了日を単純に更新初日の●か月後の該当日にすると、●か月と1日になってしまいます。
そのため1日戻った日が●か月と0日になります。

精神保健福祉法第33条第8項

精神科病院の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療保護入院者の家族等に第六項の規定によるその同意に関し必要な事項を通知しなければならない。この場合において、厚生労働省令で定める日までにその家族等のいずれの者からも同項の規定による入院の期間の更新について不同意の意思表示を受けなかつたときは、同項の規定による家族等の同意を得たものとみなすことができる。ただし、当該同意の趣旨に照らし適当でない場合として厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

→家族等の同意を得たものとみなす手続きは家族等の負担に配慮して設けられた規定です。

みなし同意について（みなし同意にならない場合）

第33条第8項の厚生労働省令で定める場合（精神保健福祉法施行規則第15条の十五）

一 精神科病院の管理者と第十五条の十第一項の通知に係る家族等との連絡が定期的に行われていないとき。

→入院（更新）期間中に2回以上、病院が家族等と対面や電話などで連絡が取れていないとき

二 精神科病院の管理者が、第十五条の十第一項の通知を発したときから更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が同条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当することを把握したとき。

→家族等に該当しない、死亡した、意思表示ができない、更新の同意又は不同意の意思表示を行わないとき

三 第十五条の十第二項の規定による通知がされたとき。

→前項の規定による更新の同意の求めに対し、不同意の意思表示を行つたとき。

四 第十五条の十第一項の通知を発した日から二週間が経過した日が当該医療保護入院者の入院期間満了日を経過するとき。

→入院期間満了日までにみなし同意に必要な、2週間を経過した日がとれない場合

医療保護入院の入院期間の更新における通知可能期間と回答期間の考え方

＜例＞入院期間満了日が令和6年6月25日、通知可能期間が令和6年5月25日～令和6年6月10日であって、実際には令和6年6月10日に家族等へ通知を発出した場合。

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

通知可能期間

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10		11	12	13	14
	通知発出日		回答期間の起算日※			
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

回答期間の終点
(2週間を経過した日)

- ・例の場合、遅くとも6月10日に発出しないと2週間を経過した日が満了日となりません。みなし同意を成立させるためには、なるべく前倒しで通知いただくようお願いします。また、通知発出日（回答期間の起算日前）に、電話や対面等で通知を受けた家族等から更新の同意についての回答を受けることは、差し支えありません。
- ・入院期間の考え方と同様、6月10日は通知発出日初日となるため、回答期間の起算日は6月11日からとなります。（民法第140条）
- ・2週間を経過した日、となるため、満了日が14日目ではみなし同意が成立しません。満了日を回答期間の終点としたい場合には、満了日が15日目となるようにしてください。
- ・今回入院の同意者に対してのみ、みなし同意を行うことができます。更新時に同意者が変わる場合などはみなし同意を行うことはできませんのでご注意ください。

法定届出書類の提出時期について

入院措置を採ったとき、入院期間の更新をしたとき、退院させたときは
10日以内に最寄りの区役所に提出しなければなりません。（精神保健福祉法第33条第9項、第33条の2）

イメージ (○は10日以内（期限内）となる日、×は10日超（期限違反）となる日)

(事例①) 10日目が平日（開庁日）の場合

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
入院日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×

(事例②) 10日目が日曜日（閉庁日）の場合

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
入院日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×

10日目が日曜日（閉庁日）の場合は、期間の末日が直後の開庁日に変更となります。

<根拠>

- 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。（民法第140条）
- 期間の末日が日曜日、国民の祝日にに関する法律（略）に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。（民法第142条）

令和5年4月1日、令和6年4月1日施行

虐待・ドメスティックバイオレンスなどが行われている又は疑われる場合、当該家族等は同意者から除外されることとなりました。また、同意又は不同意の意思表示を行わない場合、市長同意とすることができますようになりました。

一 市町村長の同意の対象となる者（次のすべての要件を満たす者）

（一）精神保健指定医の診察の結果、精神障害者であって、入院の必要があると認められること。

（二）措置入院の要件に該当しないこと

（三）入院又は入院期間の更新について本人の同意が得られること

（四）病院側の調査の結果、以下のいずれかに該当すること。

ア 当該精神障害者の家族等がいずれもいない

イ 家族等の全員がその意思を表示することができない

ウ 家族等の全員が同意又は不同意の意思表示を行わない。

（注）当該精神障害者について、家族等から虐待・DV等が行われている又は疑われる場合、当該家族等については、ア～ウに記載する「家族等」に該当しない者として取り扱うこと。

①家族等がいないため、市長同意を依頼する場合

指定医の診察後、福祉保健課に電話の上、市長同意を依頼
後日市長同意依頼書を送付

②更新手続きを行い、市長同意を依頼する場合

指定医の診察、退院支援委員会を開催
更新が必要と判断した場合、福祉保健課に更新同意依頼書を送付

→①（初回入院時等）については**必ず診察後速やかに依頼をしてください。**
→②については更新満了日までに確実に届くよう送付をお願いします。
満了日までに到着するかわからない場合は事前に電話にて依頼をしてください